

## 2017年度 シラバス情報表示画面

科目コード : 52614 単位数 : 4

科目名	国際法総論	科目責任者	飯田 順三
課題と試験担当教員	飯田 順三		
履修方法	F スクーリング学習・テキスト学習どちらでも可		
ナンバリング	CLAWP361		

## ■ 科目概要

国際法とは国家間の法です。今日では、国家とともに、国際組織も国際法の主体となりますし、また、限定的に私人も国際法の対象となりますが、国際法のほとんどの内容は、国家が他の国家に対して何をおこなって良いのか、あるいは、おこなってはいけないのかということに関する法です。国際関係が緊密になった現代世界では、国際法は重要な存在です。この世界ルールは、日常的に我々はあまり自覚できませんが、確かに国際法に従って世界は動いているのです。もっとも、国際的な武力紛争にあっては、国際法がうまく機能しなかったこともあります。しかし、全般的に見て国際法はよく守られているのが実態です。この科目では、我々の毎日の生活に影響を与えている国際法の基礎理論を学んでいきます。

## ■ 到達目標

国際法の基礎理論をひと通り知ることと、そのことによって国際社会の現実をより一層理解できるようになることが目標です。

具体的には、例えば、集団的自衛権が新聞紙上で取り上げられたときに、すぐに国際法の概念であり、国連憲章の第何条に規定されている事柄なのかがすぐに思い浮かぶようになることです。また、新聞やその他のメディアが書かない論点に気が付くことです。

あるいは、日本が国連常任理事国になった場合に、どのような責務を負うことになるのか、それはまた、積極的平和主義と呼ばれる概念とどのような相関関係があるのかについて、はっきりと問題点を指摘できるようになることが、到達目標です。

## ■ 科目の計画・内容

学習範囲 該当する章など	学習内容
国際法の学び方と 国際法の特質 (学習指導書 2 3 5 ページから 2 3 9 ページおよび第 1 章)	最初に国際法学習の意義と学習方法を説明します。次に、国際法の特質を学習します。国際法は、「法」という語が付けられていますが、民法、刑法のような国内法とは大きく異なる法です。ではどのような違いがあるのでしょうか。これを考えるためには、国際社会の特徴について知ることが大切です。
国際法の歴史 (第2章)	国際法の出発点は、日本から遙か西方に位置する西ヨーロッパで起こった30年戦争の動乱に求めることができます。今回は、国際法の歴史に触れることにしましょう。
国際法の法源 (第3章)	国際法の具体的な姿は、「条約」と「慣習国際法」の形で現れます。今回は、国際法が法であること、つまり法源について学びます。
国際法と国内法① (第4章の1と2 まで)	国際法では、国内社会と国際社会を区別し、それぞれの構造が大きく異なっていると考えます。つまり、国内社会に適用される法体系と国際社会で適用される法体系とがそれぞれ存在しているということです。そこで国際法学では、国内法と国際法との関係を理論的に整理する必要があります。
国際法と国内法② (第4章の3～ 6)	国際法は国内ではどのように取り扱われるのでしょうか。一方、国際裁判において国内法はどのように取り扱われるのでしょうか。
条約の成立 (第5章の1～ 5)	最初に第1回から第8回までの内容が理解されているかについて、確認のテストを行います。次に、今回は条約について学びます。条約とは一体何でしょう。条約はどのようにして作られるのでしょうか。また、条約は国家によってどのように守られるのでしょうか。

学習範囲 該当する章など	学習内容
条約の適用 (第5章の6～12)	いったん成立した条約は、どのように運用されるのでしょうか。今回は、条約についてより詳しい理論を学びます。
国家の成立 (第6章1～4)	私たちは日常生活において、あまり国家というものを意識することはあまりあないのではないのでしょうか。一体、国家とは何でしょうか。これに簡単に答えることはなかなか難しいことです。本章では、国際法学がどのように国家という存在を扱っているのかについて理解を深めたいと思います。
国家の基本権	国家の基本権について教科書には独立した項目を立てていませんが、第2章と第15章の1、2が関連する箇所です。詳しくは面接授業でお話したいと思います。
国家承継 (第6章5)	今回は、国家承継について学びます。この分野は、以前、国家相続という名称がつけられていたことがあるように、国家が分離したり、合併した際に国家財産をどのように処理するかという問題を扱います。
領域と国際化区域 (第7章1～3)	国家に所属する領域と、どの国家にも所属しない国際化区域について理解します。特に、日本の領土について考えたいと思います。
海洋法 (第7章4から6)	海洋に関する国際法理論を学びます。領土紛争の視点から海洋法をみると非常に面白い分野であることがわかります。
宇宙法 (第7章7)	宇宙空間の国際法について学びます。特に、宇宙空間の利用と安全保障との関係に注意したいと思います。(教科書に記載で足りない部分は参考書を利用して学習しましょう。)
国家機関 (第8章)	国家機関とは、国際関係において機能する機関のことを指し、主に外交使節と領事の2種類をいいます。国際政治や外交において、それぞれの制度はどのような機能を果たしているのかをみていきましょう。
国際経済法 (第10章)	国際経済法は、およそ国際経済活動に関する多岐にわたる法分野を包含しています。ここでは、特に世界貿易機構(WTO)について理解していくことにしましょう。
国際責任 (第11章1～3)	国家が国際法上の違法行為をおこなった場合、被害国はどのように損害賠償を請求することができるのでしょうか。また、そもそも国家が違法行為をおこなうというのは、どのような場合を指すのでしょうか。
国連の国際責任 (第11章4)	国際組織の国際責任について学びます(教科書に記載で足りない部分は参考書を利用して学習しましょう)。
外国人の取扱い (第12章1～3)	国際法上の主役、つまり法主体はあくまでも国家ないし国際組織ですが、個人も一定の国際法上の主体となることができます。今回は、個人がどのように国際法上では位置づけられているのかについて考えて見ましょう。
難民 (第12章4)	難民について、おもに難民条約と各国の難民制度を学びます(教科書に記載で足りない部分は参考書を利用して学習しましょう)。
国際人権諸条約 (第13章1～4)	今回は、世界人権宣言からはじまり、国連レベルで締結された人権条約について学びます。
国連と国際人権保護 (第13章5～11)	国連の人権擁護制度と地域別の人権擁護制度を学びます。
国際紛争の平和的解決 (第14章)	現代国際社会は、国家間の紛争を武力によるのではなく、非武力的な方法で解決する社会です国際社会を安定に保つことが本質的な使命である国際法は、平和的な方法で国際紛争を解決するために、どのような法原則を示しているのでしょうか。
国際安全保障① (第15章1～2)	自衛権、集団的自衛権という国際法上の2つの重要な概念を学びます。
国際安全保障② (第15章3)	集団安全保障概念について学びます。
平和維持活動 (第15章4)	国連の平和維持活動について学びましょう(教科書に記載で足りない部分は参考書を利用して学習しましょう)。
ジュネーブ諸条約 (第16章1)	国家間において武力衝突が起きた際に適用される国際法が武力紛争法です。武力紛争法は交戦法規と中立法規の2つの規範から成り立っています。今回は、交戦法規のうちジュネーブ諸条約について学びます。
ハーグ諸条約 (第16章2)	前回で学んだことをもとに、今回は、交戦法規のうちハーグ諸条約について学びます。
中立制度の国際法 (第16章3)	中立制度について学びます(教科書に記載で足りない部分は参考書を利用して学習しましょう)。

学習範囲 該当する章など	学習内容
まとめと復習---国際法は「法」か--- (第1章、第3章)	国際法は「法」か、という疑問は国際法学を学ぶ者にとって、最初で最後の問いです。これまで学んだ国際法理論を全体的に復習しながら、国際法の「法」としての特徴を再度学習しましょう。

## ■ ディスカッション・ペアワーク

ディスカッション・ペアワークは行いません。

## ■ 学習方法・評価

種別	評価基準
試験	国際法の理論について基礎的な事柄が理解できているか否かを問う
レポート	第1課題 国際法と国内法の関係について説明できているか。 第2課題 国家承継理論について説明できているか。 第3課題 国家の国際責任について説明できているか。 第4課題 武力紛争法について説明できているか。

## ■ 評価方法

○試験（スクーリング試験および科目試験）：70%

○レポート：30%

## ■ 教科書

**書名**：国際法

**著者名**：飯田順三

**出版社名**：創大通信教育部

**出版年**：平19.3

**版**：初版

**刷**：

**ISBN**：

## ■ 参考書

- ・学習指導書の各章末に【発展学習】として参考文献を記載しましたので、これらを参考にしてください。
- ・概説書で比較的入手しやすいものとして、松井芳郎（ほか）(著)『国際法 第5版』（有斐閣Sシリーズ）があります。
- ・判例集としては、小寺 彰（ほか）(編)『国際法判例百選 第2版』（別冊ジュリスト204）があります。

## ■ 履修上のアドバイス

国際法は、国内法の学習と異なり、依拠する条文がはっきりしない場合がありますので、当初は学習しづらいかもしれません。一方で新聞の外交面を見るなどすると、生きた国際法を理解することができます。

## ■ 自習時間

【スクーリング学習】

DVD学習8時間、レポート1本作成するために5時間程度

【テキスト学習】

レポート1本作成するため5時間、科目試験のために10時間程度

## ■ 担当者のプロフィール

教科書末に記載してありますのでごらんください。  
<http://hou.soka.ac.jp/teachers/iida.html>  
も見てください。